○東北地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　南陽市長岡字清水尻六三八番二から同市長岡字長苗代四七〇番二まで　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○東北地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡山市熱海町安子島字鹿野畑六〇番一から同市熱海町安子島字山ノ下六番一まで	前	一二・〇〇～三五・九〇メートル	一・二三三キロメートル
	後	一五・五〇～四五・五〇メートル	一・二三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	郡山市熱海町安子島字鹿野畑六〇番一から同市熱海町安子島字南原一八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○関東地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県諏訪郡富士見町落合字上河原二一六三番二から同町落合字竹ノ下三三七番一まで	前	一一・三五～一三・五八メートル	〇・〇九〇キロメートル
	後	一一・三五～五八・三四メートル	〇・〇九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	長野県諏訪郡富士見町落合字上河原二一六三番二から同町落合字竹ノ下三三七番一まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○関東地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	安中市原市二丁目字鍛治村一二四七番四から同市原市字鍛治村西一四〇六番一まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十五日

○関東地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	千曲市大字八幡字東中曽根四〇三三番二から同市大字八幡字東中曽根四〇七四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十七日

○関東地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	下野市薬師寺字八反田五一九番一から同市薬師寺字壱町田五八番一まで	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十六日

○関東地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十九号